

(発行の趣旨)

1. 京都教育大学教育創生リージョナルセンター機構総合教育臨床センター「総合教育臨床センター研究紀要」(以下、「研究紀要」という。)は、以下に示すところにより発行する。
 - (1) 京都教育大学(以下、「本学」という。)に所属する教職員(附属学校園を含む)その他の研究者による「特別支援教育及び教育臨床心理学」及びその近接領域に関する研究成果を公開することを主な目的とし、京都教育大学教育創生リージョナルセンター機構総合教育臨床センター(以下、「センター」という。)が発行する。
 - (2) 本紀要は本学に所属する教職員その他の研究者による「特別支援教育及び教育臨床心理学」及びその近接領域に関する研究論文を内容として、総合教育臨床センター研究紀要編集委員会が編集する。
 - (3) 発行は、原則として年1回とし、発行日は各年度の末日とする。
 - (4) 発行は、電子媒体とし、センターのホームページで公開する。

(論文の投稿の資格)

2. 論文の投稿ができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 筆頭著者として論文を投稿できるのは、本学教職員、本学大学院生、本学特別支援教育特別専攻科生、本学学部生、センター研究員とする。
 - (2) 教職員、大学院生、本学特別支援教育特別専攻科生、本学学部生については、退職者、修了者および卒業者を含む。
 - (3) 本学大学院生、本学特別支援教育特別専攻科生、本学学部生(修了者及び卒業者を含む。)が筆頭著者として論文を投稿する場合は、指導教員との共著に限る。
 - (4) 退職者、修了者および卒業者が筆頭著者として論文を投稿する場合は、本学に在職又は在籍時に行なった研究に関する論文とする。

(論文の掲載及び掲載順)

3. 投稿された論文の掲載並びに掲載の順序等については、下記を条件として編集委員会で決定する。
 - (1) 論文の掲載にあたっては、センターのプロジェクト設置委員会で認められたプロジェクトによる研究成果に該当するものを優先する。
 - (2) 編集委員会は、当該論文の主題に関する研究分野を専門とする本学の教員に対し、その内容等について意見を求めることができる。
 - (3) 編集委員会は、論文を掲載する条件として、著者に対し、当該論文の内容についての再考もしくは修正を求めることができる。
 - (4) 編集委員会は、投稿論文の内容について、十分に人権および倫理上の配慮がなされているか筆頭著者へ確認することができる。

(著作権等の取扱い)

4. 掲載された論文の著作権の取扱いは、以下のとおりとする。
- (1) 研究紀要に掲載された論文の複製権及び公衆送信権の行使については、著者が、国立大学法人京都教育大学に委託するものとする。ただし、著者がインターネット上での公開を望まない場合は、申し出により、その行使を委託しない。この場合は、論文題目、著者名のみを公開する。
 - (2) 前号の規定は、著者本人による論文等の利用（複製、公衆送信、著書への収録等）を妨げない。
 - (3) 共著の論文に関する複製権及び公衆送信権の行使に関する委託は、筆頭著者の責任において処理する。
 - (4) 論文の執筆にあたって他の著作物から引用する場合の著作権問題、及びプライバシーの保護については、著者が責任を負う。

(投稿の手続き)

5. 投稿者は、編集委員会が定めるところに従い、論文原稿及び関連する書類を提出しなければならない。
- (1) 投稿者は、論文原稿の提出に先立ち、「論文投稿予定票」を提出し、論文の投稿予定について編集委員会の了解を得なければならない。「論文投稿予定票」の提出期限（原則として、毎年9月末日とする。）は、編集委員会が定める。
 - (2) 投稿者は、本要項第6項に定める「執筆要項」にしたがって作成した論文原稿及び「論文投稿票」を、編集委員会が指定する期限（原則として、毎年11月末日とする。）までに提出しなければならない。

(執筆要項)

6. 執筆要項は、以下のとおりとする。なお、論文原稿を英語で作成する場合についても、これを準用する。
- (1) 論文原稿は、センターのホームページに掲示するテンプレート（word版）にしたがって作成し、電子ファイルとハードコピー各1部を提出する。
 - (2) サイズは、A4判とし、1ページあたり50文字×46行で構成する。
 - (3) 1論文の分量は、6～10ページ程度とする。
 - (4) 記載の順序は、「標題（副題）」、「著者名」、「所属」（以上、日本語）、「標題（副題）」、「著者名」（以上、英語）、抄録（日本語、200～400字）、キーワード（日本語、英語、重要な順に3～5語）、本文、引用・参考文献（著者名等のアルファベット順）とする。
 - (5) 本文の見出し番号は、次の階層性に拠る。
（第一階層） I, II, III,
（第二階層） 1, 2, 3,
（第三階層） (1), (2), (3),
 - (6) 参考・引用文献の記述形式は下記のとおりとする。
① 特別支援教育分野における引用文献の記述形式及び論文執筆に関する基本的な事項

は、日本特殊教育学会「和文論文執筆の手引き（2018年改訂）」に準じる。

<https://www.jase.jp/journal/rule.html>

- ② 教育臨床心理学分野における引用文献の記述形式及び論文執筆に関する基本的な事項は、日本心理学会「執筆・投稿の手引き（2022年改訂）」に準じる。

<https://psych.or.jp/manual/>

（事務）

7. 「研究紀要」の編集及び発行に関する事務は、編集委員会が行う。

（細則）

8. その他「研究紀要」の編集及び発行に関して必要な事項は、センター運営委員会が定める。